

障害者スポーツセンターの在り方に係る主な論点（案）

＜ビジョン・目標＞

（いつでもどこでも**誰もが**スポーツを**気軽に**楽しむことができる環境の実現に向けて）

- 障害の有無に関わらず、いつでも、どこでも、**誰もが**スポーツを**気軽に**楽しめる環境を実現するためには、まず、全ての地域において、身近なところに障害の有無に関わらずスポーツ実施環境を整備することが必要。

（障害のある人にとって「望ましいスポーツ環境」とは）

- 全ての地域で、障害のある人の身近なところにスポーツ実施環境があるためには、その前提として、障害のある人の様々な生活環境において、スポーツが身近な環境となることが必要であり、生活の場や、生活の場に最も近いスポーツ施設や社会教育施設、**学校体育施設**など、障害のある人にとって、アクセスが容易な場所でスポーツに楽しみやすくする環境を整備することが**重要**。
- 特に、生活の場の近くに存在する身近なスポーツ施設が、障害のある人にとって使いやすく、アクセスしやすいものであることは、障害のある人のスポーツ環境を考える意味で決定的に重要。広く全てのスポーツ施設が共用で、障害の有無に関わらず、利用できる環境が特に重要。
- 身近な施設が利用しやすい施設となる前提として、例えば、全てのスポーツ施設に障害者スポーツに**関する資格の保有者**が配置される、障害者施設にスポーツ指導に知見を有する人材が増えるなど、障害者スポーツに関するノウハウを持った人材が、より身近に計画的に配置される状況を作っていくことが重要。また、既存の利用者の、障害のある人の利用への理解を広げ、利用に当たっての心理的な障壁を下げることも必要。

（障害のある人のより身近なスポーツ環境を支える拠点の重要性）

- 一方で、障害者スポーツに関する知見や人材の育成は、障害のある人の利用が多い障害者スポーツセンターなどの施設に蓄積されることが多く、それ以外のスポーツ施設が十分有していない高度かつ専門的な知見やノウハウも一定程度あると考えられる。障害のある人の利用に重点を置く施設においてこうした知見やノウハウを集約し、より身近な地域での障害者スポーツの活動や機会の創出に向けた広範な支援を図るべく、広域レベル（都道府県レベル、地域の実情に応じて政令市レベル）に1つは、そうした障害者スポーツの振興の拠点を整備することが好ましい。

（スポーツを「ともに」楽しむことの重要性）

- こうした拠点の整備とともに、障害のある人がスポーツを楽しむにあたっては、どこに

においても、安心してともにスポーツを楽しむ仲間が必要であり、障害のある人が様々な仲間とともに参加できるクラブやチーム等がある環境が期待される。また、障害のある人がそうしたスポーツ活動に関する情報を入手しやすい環境が望まれる。

- 実際に、障害のある人でスポーツを実施していない人の多くが、スポーツに無関心であることや、自身にスポーツができることを知らないこと等があるという実態もある。そうした人が、適確な情報や支援を通じて、運動やスポーツに関心を持ち、本人のやりたいスポーツに出会い、日常生活の中で身近な場所でスポーツを楽しめる状況、「Sport in Life」が実現するようにすることが重要。
- こうした情報や支援を入口に、障害のある人が仲間とともに行うスポーツ活動や、障害のある人の活動を障害のない人が支えながら行うスポーツ活動、障害のない人とある人がともに楽しむスポーツ活動など、多様なスポーツ活動が展開され、スポーツを通じた共生社会の実現に寄与していくことを期待。

(当面の目標)

- こうしたビジョンを踏まえ、障害者スポーツ振興に係る当面の目標としては、
 - ・ 障害のある人にとって、生活の場を含めたアクセスが容易な場所で、スポーツに楽しみやすくする持続的な環境の整備を目指すこと。特に、全てのスポーツ施設やスポーツクラブにおいて、障害のある人がアクセスしやすい環境を目指すほか、障害のある人の受け入れに対して既存の利用者の理解が広がるような啓発を進めるとともに、利用しやすさの基盤となる、障害者スポーツに知見を持ち、障害のある人にスポーツ指導できる人材の確保や配置が期待されること
 - ・ こういった取り組みを支える基盤として、広く障害のある人の身近なスポーツ環境の整備を支援する障害者スポーツ振興の拠点を広域レベル（都道府県レベル、地域の実情に応じて政令市レベル）ごとに整備すること
 - ・ 拠点が中心となって、障害のある人が安心して仲間とともにスポーツをすることができるよう、クラブやチームの活動の状況などに関する情報を収集及び発信する仕組みを整備すること
 - ・ これらの取り組みを通じ、障害のある人もない人もともにスポーツを楽しむ環境の整備につなげ、多様なスポーツ活動の実現につなげること等が考えられる。

<障害者スポーツセンターの役割>

- 障害の有無に関わらず、いつでも、どこでも、誰もがスポーツを気軽に楽しめる環境を整備するためには、まず、障害者スポーツ指導に係る専門知見を有する障害者スポーツセンターが、障害のある人が初めてスポーツに触れる機会を積極的に創出するなど、障害の

あるスポーツ初心者への導入支援（ガイダンス）の中心となる役割を果たすことが重要。

そして、スポーツを親しむようになった障害のある人が、身近な場所でスポーツ活動が継続できるよう、

- ・ 障害のある人1人1人にとってより身近な地域の公共スポーツ施設等に対する障害者スポーツに係るノウハウの提供、指導や助言
- ・ 域内の障害者スポーツの指導にあたる指導員育成などの人材の確保と育成
- ・ 当該域内における障害者スポーツに関する一元的な情報の集約（活動場所、クラブやチームなど）

等の取り組みが必要。これまでの障害者スポーツセンターは、地域において、大会や教室が行われる場所になる等、障害のある人がスポーツをする場所としての役割が大きかったといえる。これからは、地域の中で、障害のある人がスポーツに出会うところから身近なところでスポーツを実施できるようになるために、必要な支援や環境整備を地域の様々な関係者と連携して進めるなど、域内各地域の活動拠点を支え、育てる存在として、広域における障害者スポーツ振興の拠点、「ハブ」としての役割を担うことを期待。

- また、地域には、広く地域の障害者スポーツの普及を担う障害者スポーツ協会があるほか、各競技の障害者スポーツ団体、障害者スポーツ指導者協議会など、障害者スポーツを支える様々な団体が存在する。また、障害者スポーツを支援するボランティア関係者の存在も大きい。

これからの障害者スポーツの振興に当たっては、こうした障害者スポーツ関係団体間の連携はもとより、スポーツ協会や各競技のスポーツ団体など一般のスポーツ関係団体、スポーツ以外の障害者スポーツに関わる様々なステークホルダー（医療、福祉、教育、民間企業、研究機関）間の有機的連携を構築していくことが重要。障害者スポーツセンターは、地域の障害者スポーツ協会とともに、広域における障害者スポーツに携わる関係機関・団体の中核として、ネットワーク形成の主たる役割を担うことが期待される。

この際、地域における障害者スポーツに関わる関係者やリソースをつなぐコーディネーターやコンシェルジュなどを配置し、ネットワーク形成を促進することが考えられる。

- 大都市の障害者スポーツセンターについては、人員や予算などの面から体制が充実していることや、障害のある人の利用そのものが多いことが考えられることから、より先進的な取組を行うとともに、ブロックや近隣の他の都道府県にある障害者スポーツセンターに対するノウハウや知見の共有、障害者スポーツセンター間の情報共有や連携の促進等、より広域における中核的な拠点として活動することも期待される。

- なお、障害者スポーツの振興をより持続的かつ効果的・効率的に行う観点から、障害者スポーツセンター、障害者スポーツ協会等の人員体制等を踏まえ、障害者スポーツセンターの有するノウハウを最大限に活用しながら、適切に役割分担を行うことが必要である。また、適切な役割分担とともに、次世代の障害者スポーツ振興を担う人材の育成等を十

分に行うことができる体制を構築することが必要である。

- さらに、このようなハブやネットワークを基盤にしつつ、障害のある人もない人も「ともにスポーツを楽しむ」取組の推進やインクルーシブなスポーツ環境の整備に向け、先導的な役割が期待される。

<障害者スポーツセンターに期待される機能>

- 障害者スポーツセンターは、自身にスポーツができるかわからない、どんなスポーツができるかわからない、そういう状況の障害のある人が安心して最初にスポーツに触れ、日常生活の中で自らスポーツを楽しめる状態になるまで支援する場であり、障害者スポーツに関する指導などの様々なノウハウが蓄積される場である。

そして、スポーツに親しむことができるようになった人を、より自分の身近にあるスポーツ施設や活動の場につないでいくことが、センターには期待されている。

具体的には、

- ・ 障害のある人をスポーツに導くネットワークの中核としての、リハビリテーション病院等医療関係者、学校関係者等との連携
- ・ 障害者スポーツセンター施設内で行う恒常的なスポーツ教室や地域への出張教室、指導者派遣（障害者スポーツや障害者スポーツセンターを知らない障害のある人や、これからスポーツを始める障害のある人を参加対象とするもの）
- ・ スポーツに馴染みのない障害のある人に障害者スポーツセンターに来てもらうための情報発信（学校の社会科見学なども含む）
- ・ スポーツをこれから始める障害のある人に対する安全に配慮した指導（その人にあったスポーツの選択に関する助言や社会参加のための助言を含む）
- ・ 障害者スポーツ活動実施に係る全般的なノウハウの蓄積（スポーツ指導、情報保障など）
- ・ 視覚障害、聴覚障害を有する利用者のための情報保障の提供
- ・ スポーツ実施に当たって必要となる用具等の貸し出し、保管
- ・ 必要となる用具・装具のフィッティング、調整、修理等のサポート（義肢装具士等との連携）

等の機能があるほか、

- ・ 障害のある人の活動拠点となる地域のスポーツクラブやサークル、活動状況等に関する情報収集、情報提供
- ・ スポーツに取り組み始めた障害のある人に対する、地域の活動拠点を探すための指導助言
- ・ 障害のある人が身近な場でスポーツができるようにするための、地域にあるスポーツ施設、スポーツクラブやサークル、スポーツ指導員等に対する支援や指導・助言
- ・ 身近なスポーツ施設や活動を支える人材の育成（指導員の養成・研修等）

等の機能を通じて、地域の身近なスポーツ活動の基盤を整備し、障害のある人のスポーツ活動の場がセンターから「身近な地域に戻っていく」ことが期待される。

- そのうえで、地域に戻った障害のある人と障害のない人が、「ともに」スポーツを楽しむことができるよう、地域のスポーツ施設が自主的かつ持続的にその機会を創出するために、障害者スポーツセンターはその有するノウハウの提供、企画の支援、人材の派遣などを行うことが期待される。障害者スポーツセンターがこれまで提供してきた域内のスポーツ大会の機会の創出は、障害のある人の身近な地域でのスポーツ活動を活性化する観点から、各地域や競技団体等と連携して、よりインクルーシブ、ユニバーサルな観点から行われることが望ましい。
- こうした機能により、障害のある人が、より身近な地域のスポーツ施設で持続的にスポーツができる状況が生まれていくことを目指している。一方で、現状では、
 - ・ 障害者スポーツセンター施設内で行う恒常的なスポーツ教室や地域への出張教室、指導者の派遣（地域のスポーツ施設でも企画や実施が可能なもの、参加対象が地域のスポーツ施設でも十分活動可能な者が中心となるようなもの）
 - ・ スポーツに触れる機会を増やすための体験会、教室
 - ・ ボランティアの情報集約、募集、派遣等を、障害者スポーツセンターが実施していることもあるものの、より身近な地域で**障害のあるなしに関わらず**スポーツを実施できる環境が整備されていくにつれ、これらは主として基礎自治体レベルの地域のスポーツ施設や、地域のクラブやサークル等が担っていくことになるものと考えられる。
- 身近な地域のスポーツセンターでは、ノウハウや設備面で指導や対応が容易でない状況（重度障害のある人へのスポーツ指導など）に関しては、障害者スポーツセンターが中心となって、スポーツ機会の創出、確保に努めることが**期待される**。
- また、そのほか、地域の実情に応じて、
 - ・ **大会、イベント開催**
 - ・ 競技力向上のための指導
 - ・ 医事相談
 - ・ 専門的知見を活かした、スポーツ無関心層のニーズの掘り起こし、啓発、普及活動
 - ・ 関係機関と連携した用具、装具、補助具の開発
 - ・ 体育館、会議室等一部拠点の貸し出し（貸館としての機能）
 - ・ 各種事業や助成金などに関する相談機能等、障害のある人のスポーツ活動のニーズ等に応じた様々な機能を**障害者スポーツセンターの機能として**付与していくことも考えられる。

- さらに、大都市の障害者スポーツセンターについては、例えば
 - ・ ブロックや近隣の他の都道府県の障害者スポーツセンターに対する支援
 - ・ ブロックや近隣の障害者スポーツセンターや障害者スポーツ協会間の連携促進
 - ・ 他の都道府県で活動する障害者スポーツに関する幅広い情報収集・共有等の機能を付与していくことも考えられる。

<機能の整備にあたり留意すべき事項>

(施設の利用)

- 障害者スポーツセンターは、障害者スポーツに関する指導などの様々なノウハウが蓄積される場であるため、障害のある人が日常的に使用できる環境が必要である。障害者スポーツセンターとして、障害者専用施設と共用施設（障害者優先施設とそうでないものを含む）が考えられるが、仮に全ての時間帯において、全ての施設を障害のある人が優先利用できない共用施設としてしまうと、障害のある人の利用が年間を通じて相当に少なくなってしまうことも想定されることから、障害者専用又は優先施設であることが望ましいのではないかと。ただし、障害者専用施設とする場合には、特に障害のある人とない人がともにスポーツをするために必要なノウハウを蓄積するための取組をあわせて行っていく必要があるのではないかと。
- また、地域の実情を踏まえ、障害者スポーツセンターを原則として障害のある人が優先利用できない共用施設とする場合には、一部の時間帯又は施設を障害者専用又は優先とし、障害者スポーツに関する指導などの様々なノウハウが確実に蓄積できるよう、障害のある人の利用を増やす工夫をする必要があるのではないかと。

(利用者の費用負担)

- 障害者スポーツセンターの施設の利用については、必ずしも全てのサービスが無料であればならないということではなく、利用者が受けられるサービスに応じ、利用者の負担能力などを踏まえ、利用者がサービスを受けるために必要な追加負担のあり方などにつき、合理的な範囲で検討する必要があるのではないかと。
- また、障害者スポーツセンターが、他の施設等から費用負担に関する相談を受けた場合には、考慮すべき視点について伝え、当事者間での話し合いを促すなど、当事者間の相互理解が深まるような助言等を行うことが望ましいのではないかと。

(指定管理)

- 障害者スポーツセンターの運営について、地方公共団体が指定管理者を募集する際には、地域における障害者スポーツ振興の役割分担を考慮し、障害者スポーツセンターの施設そのものの機能と障害者スポーツ振興の中核機能（ハブ機能、ネットワーク機能）を一部区

別するなどし、一部の業務については、別途行政などから業務を委託するなどの方法も考えられるのではないかと。

- また、障害者スポーツセンターの指定管理者を募集する際の基準として、障害者スポーツセンターの役割が変化しつつあることを踏まえ、単に教室やイベントなどの実施回数やセンターの訪問者数だけで評価されるようなものでなく、域内全体の障害のある人のスポーツ実施率の向上や、域内のスポーツ施設が障害のあるなしにかかわらず利用しやすくなるような支援に係る取組、障害のある人とない人がともにするスポーツの状況の創出への寄与などのような評価基準を設けるべきではないかと。
- 障害のある人がより身近で利用しやすくアクセスしやすいスポーツ施設運営を支える観点から、地方公共団体が、スポーツ施設の指定管理者を募集する際には、障害者スポーツ指導員等の有資格者の配置を条件にすることが望ましいのではないかと。
- また、スポーツ施設の運営体制として、障害のある人が施設を利用することを想定して、適切な支援を行うため、必要に応じて人材を配置することも考えられる。

<必要な人材>

- 障害者スポーツセンターに配置する人材は、当該地域における障害者スポーツセンターの役割や備えるべき機能に応じて、サンアップルの支援リーダーのような人、外部と連携するためのコーディネーター、障害者スポーツセンターの中で専門的な指導をする人等、様々な人材を地域で確保する必要があるのではないかと。その際、障害者スポーツセンターへの職員の定着や持続可能な形での職員の採用・育成などができるよう、職員の待遇や登用、キャリアについての仕組みも整備していく必要があるのではないかと。
- 障害者スポーツセンターの指導者は、
 - ・ 様々な障害について理解があり、また、1人1人に合わせた指導ができること、
 - ・ 安全・安心に参加できるように障害に応じた多様なプログラムを用意できること、
 - ・ 重度障害があってもスポーツができること、障害のある人がどうやったらスポーツができるか理解していること、
 - ・ 障害のある人とない人がともにスポーツをすることについて知見を有していることが必要ではないかと。
- 障害者スポーツセンターで、関係者間の連携等を担当する人は、個々の障害のある人を理解するだけでなく、障害のある人が日常的に使用している施設や行っているスポーツを理解し、一人一人の異なるニーズを把握でき、その意識に共感でき、想いを言語化することができ、関係者との間をコーディネートできる人である必要はないかと。

- 障害者スポーツセンターをハブとした連携を持続可能なものとするためには、障害者スポーツに対する専門知識だけでなく、スポーツ界における専門知識も備えたコーディネーターを育てていく仕組みをしっかりと構築する必要があるのではないかと。

<必要な設備等>

- 障害者スポーツセンターにあるべきスポーツのための施設・設備がどのようなものであるかは、その地域における役割や必要な機能を踏まえて、地域で決めていくべきではないかと。その際、1つの場所に全てのスポーツ施設を集めるのではなく、体育館、プール、トレーニング室など、複数のスポーツ施設をあわせて1つの障害者スポーツセンターとして捉えていくことも考えられるのではないかと。
- 障害のある人が安全・安心に過ごすために、障害者スポーツセンターはバリアフリー化されていることが必要。また、身体障害者等のためのトイレ（多目的トイレなど）、身体障害者等のための更衣室（家族更衣室も含む）、器具保管庫が必要ではないかと。
- 地域のニーズにあわせて、食堂、会議室、宿泊施設などの設置も考えられるのではないかと。
- 車いすを利用する方等、移動に課題を持つ方が障害者スポーツセンターに通うため、駐車場、入口付近のロータリーが必要ではないかと。また、地域のニーズにあわせて、送迎バスや送迎車などを用意することも考えられるのではないかと。

<今後の施策の推進について>

- 地域において、障害の有無に関わらず、いつでも、どこでも、誰もがスポーツを楽しめる環境を実現するためには、全てのスポーツ施設やスポーツクラブで障害のある人がアクセスしやすい環境を整備することや、障害のある人の受け入れに対して理解が広がるような啓発を進めることなど、様々な取組が必要となる。これらを総合的に進めていくためには、まずは、地域で取組を支える基盤となる障害者スポーツセンターを整備することが重要ではないかと。
- 障害者スポーツセンターを広域レベル（都道府県レベル、地域の実情に応じて政令市レベル）ごとに整備する方法として、施設を新設する方法もあるが、既存の施設を改修したり、既存の施設の機能を取り込んだりして、活用する方法もあるのではないかと。
- 障害者スポーツセンターの機能を新たに付与したり、充実したりしていくために、既存

の障害者スポーツセンターも含め、人員の配置・増員を行い、事業を増やしていく方法もあるのではないか。なお、事業を増やしていく場合には、人員と業務量のバランスに留意する必要がある。

- また、人員の配置・増員の際には、地域の障害者スポーツ協会、各競技の障害者スポーツ団体、障害者スポーツ指導者協議会など、障害者スポーツを支える様々な団体に協力いただくとともに、社会福祉関係団体、医療関係者、学校関係者等の関係者にも協力いただくことが考えられるのではないか。さらに、スポーツ推進委員、スポーツ指導員をはじめ、社会教育士などの活用も考えられるのではないか。